

鴨川市漁港漁場整備法の規定に基づく許可等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

鴨川市長 長谷川 孝夫

鴨川市規則第14号

鴨川市漁港漁場整備法の規定に基づく許可等に関する規則の一部を改正する規則
鴨川市漁港漁場整備法の規定に基づく許可等に関する規則（平成17年鴨川市規則第111号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

鴨川市漁港及び漁場の整備等に関する法律の規定に基づく許可等に関する規則

第1条中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。

第2条第1項第2号中「第38条」を「第38条第1項」に改める。

別記第1号様式中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。

別記第2号様式中「漁港漁場整備法第38条」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律第38条第1項」に改める。

別記第3号様式から別記第8号様式までの規定中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。

別記第9号様式から別記第12号様式までの規定中「鴨川市漁港漁場整備法の規定に基づく許可等に関する規則」を「鴨川市漁港及び漁場の整備等に関する法律の規定に基づく許可等に関する規則」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。